

○内閣府令第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(業務の代理又は媒介)</p> <p>第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）又は外国保険会社等（同条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十七条の二第六項第九号及び第三十四条の五第二項第一号において同じ。）の資金の貸付けの代理又は媒介</p> <p>〔四の二〕七 略〕</p> <p>（専門子会社の業務等）</p> <p>第十七条の二 〔略〕</p> <p>〔2〕5 略〕</p> <p>6 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。</p> <p>〔一〕七 略〕</p> <p>八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(業務の代理又は媒介)</p> <p>第十三条 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）又は外国保険会社等（同条第七項に規定する外国保険会社等をいう。第十七条の二第六項第八号及び第三十四条の五第二項第一号において同じ。）の資金の貸付けの代理又は媒介</p> <p>〔四の二〕七 同上〕</p> <p>（専門子会社の業務等）</p> <p>第十七条の二 〔同上〕</p> <p>〔2〕5 同上〕</p> <p>6 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。</p> <p>〔一〕七 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

の調整の手續等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十七條第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一條に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社

九〇十一 〔略〕

7 法第十六條の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める要件は、銀行又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 〔略〕

二 前号の事業計画について、前項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

8 法第十六條の二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、上場会社等以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 〔略〕

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔9〃15 略〕

16 法第二條第十一項の規定は、第六項第十号、第七項、第九項（第

八〇十一 〔同上〕

7 法第十六條の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める要件は、銀行又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 〔同上〕

二 前号の事業計画について、前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

8 〔同上〕

一 〔同上〕

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔9〃15 同上〕

16 法第二條第十一項の規定は、第六項第九号、第七項、第九項（第

十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項、第十三項及び前項第二号口に規定する議決権について準用する。

(特例対象会社)

第十七条の七の三 法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第三十五条第一項第十七号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 「略」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第十七条の二第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔2～5 略〕

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 「略」

〔2・3 略〕

4 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社

十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項、第十三項及び前項第二号口に規定する議決権について準用する。

(特例対象会社)

第十七条の七の三 「同上」

一 「同上」

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第十七条の二第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔2～5 同上〕

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

<p>等以外の会社（第一号に該当する会社のうち第十七条の二第六項第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。</p> <p>一 第十七条の二第六項第一号から第十一号までに掲げる会社（同項第十号に掲げる会社にあつては、当該銀行持株会社の子会社である銀行又は当該銀行の子会社が当該会社の議決権を取得する場合に限る。）</p> <p>二 「略」</p> <p>5 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、銀行持株会社又はその子会社が前項に規定する会社（第十七条の二第六項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>〔6〕14 略</p>	<p>一 第十七条の二第六項第一号から第十号までに掲げる会社（同項第九号に掲げる会社にあつては、当該銀行持株会社の子会社である銀行又は当該銀行の子会社が当該会社の議決権を取得する場合に限る。）</p> <p>二 「同上」</p> <p>5 法第五十二条の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、銀行持株会社又はその子会社が前項に規定する会社（第十七条の二第六項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>〔6〕14 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(信用金庫法施行規則の一部改正)

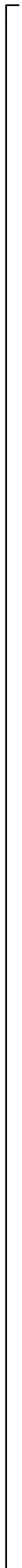
第二条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第三条 「略」</p> <p>2 法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項又は第十一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項第二号の三、第七十条第五項第九号、第九十九条の四第一項、第三百三十七条の二第一項、第三百三十七条の三第三号及び第四号、第四百三十三条第四号、第四百四十九条第二項、第四百六十九条の三第一項第一号、第四百六十九条の四第六号並びに第七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。)第二十一条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>(専門子会社の業務等) 第七十条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一</p>	<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第三条 「同上」</p> <p>2 法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項又は第十一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項第二号の三、第七十条第五項第八号、第九十九条の四第一項、第三百三十七条の二第一項、第三百三十七条の三第三号及び第四号、第四百三十三条第四号、第四百四十九条第二項、第四百六十九条の三第一項第一号、第四百六十九条の四第六号並びに第七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。)第二十一条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス(二次元コードその他のこれに代わるものを含む。)を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>(専門子会社の業務等) 第七十条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 法第五十四条の二十一第一項第三号又は第五十四条の二十三第一</p>

<p>項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（<u>第十一号</u>に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十七條第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一條に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社</p> <p>九〇十一 略</p> <p>6 法第五十四條の二十一第一項第三号又は第五十四條の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社（<u>同項第十一号</u>に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>〔7〽15 略〕</p> <p>16 法第三十二條第七項の規定は、<u>第五項第十号</u>、<u>第六項</u>、<u>第八項</u>（<u>第九項</u>及び<u>第十項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）、<u>第十一項</u>、<u>第十二項</u>及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。</p>	<p>項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（<u>第十号</u>に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>八〇十一 同上</p> <p>6 法第五十四條の二十一第一項第三号又は第五十四條の二十三第一項第十二号に規定する内閣府令で定める要件は、金庫又はその子会社が前項に規定する会社（<u>同項第十号</u>に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>〔7〽15 同上〕</p> <p>16 法第三十二條第七項の規定は、<u>第五項第九号</u>、<u>第六項</u>、<u>第八項</u>（<u>第九項</u>及び<u>第十項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）、<u>第十一項</u>、<u>第十二項</u>及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。



(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(専門子会社の業務等) 第十條 「略」 〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社〔第十一号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。〕とする。</p> <p>〔一〕七 略〕</p> <p>八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十七條第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一條に規定する権利変更議案につき同法第二十條第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社</p> <p>九 十一 略〕</p> <p>6 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める要件は、信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第十條 「同上」 〔2〕4 同上〕</p> <p>5 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社〔第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。〕とする。</p> <p>〔一〕七 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>八 十一 同上〕</p> <p>6 法第四条の二第一項第三号又は第四条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める要件は、信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>〔7〕15 略〕</p> <p>16 法第四条第二項の規定は、第五項第十号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。</p>
	<p>〔7〕15 同上〕</p> <p>16 法第四条第二項の規定は、第五項第九号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。</p>

(保険業法施行規則の一部改正)

第四条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務の代理又は事務の代行)</p> <p>第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〜四 略〕</p> <p>五 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。第五十三条の三の三、第五十六条第六項第九号及び第十号並びに第七項第一号、第四百四十一条第五号、第二百十条の七第五項第二号及び第六項第一号、第三編第一章、第二百三十四条並びに第二百三十四条の二十七第一項第二号において同じ。）の預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務の代行（第三号に該当するものを除く。）</p> <p>〔六・七 略〕</p> <p>(専門子会社の業務等)</p> <p>第五十六条 〔略〕</p> <p>〔2〜5 略〕</p> <p>6 法第六十六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十一号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）と</p>	<p>(業務の代理又は事務の代行)</p> <p>第五十一条 〔同上〕</p> <p>〔一〜四 同上〕</p> <p>五 現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。第五十三条の三の三、第五十六条第六項第八号及び第九号並びに第七項第一号、第四百四十一条第五号、第二百十条の七第五項第二号及び第六項第一号、第三編第一章、第二百三十四条並びに第二百三十四条の二十七第一項第二号において同じ。）の預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務の代行（第三号に該当するものを除く。）</p> <p>〔六・七 同上〕</p> <p>(専門子会社の業務等)</p> <p>第五十六条 〔同上〕</p> <p>〔2〜5 同上〕</p> <p>6 法第六十六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とす</p>

する。

〔一〇七 略〕

八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十七條第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一條に規定する権利変更議案につき同法第二十條第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社

九〇十一 〔略〕

7 法第百六條第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、保険会社又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十一号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 〔略〕

二 前号の事業計画について、前項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

8 法第百六條第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 〔略〕

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会

る。

〔一〇七 同上〕

〔号を加える。〕

八〇十一 〔同上〕

7 法第百六條第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、保険会社又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 〔同上〕

二 前号の事業計画について、前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定していること。

8 〔同上〕

一 〔同上〕

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会

社であつて、第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔9～17 略〕

18 法第二条第十五項の規定は、第六項第十号、第七項、第十一項（第十二項及び第十三項において読み替えて準用する場合を含む。）第十四項、第十五項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第五十八条の七 法第七十八条第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（保険会社の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第八十五条第一項第十一号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 〔略〕

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五十六条第六項第十号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔2～5 略〕

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十条の七 〔略〕

社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔9～17 同上〕

18 法第二条第十五項の規定は、第六項第九号、第七項、第十一項（第十二項及び第十三項において読み替えて準用する場合を含む。）第十四項、第十五項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（特例対象会社）

第五十八条の七 〔同上〕

一 〔同上〕

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五十六条第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

〔2～5 同上〕

（保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百十条の七 〔同上〕

<p>5 「2～4 略」</p> <p>法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第一号に該当する会社のうち第五十六条第六項第十一号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。</p> <p>一 第五十六条第六項第一号から第十一号までに掲げる会社（同項第十号に掲げる会社にあつては、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険会社の子会社が当該会社の議決権を取得する場合に限る。）</p> <p>二 「略」</p> <p>6 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、保険持株会社又はその子会社が前項に規定する会社（第五十六条第六項第十一号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>「7～15 略」</p>	<p>5 「2～4 同上」</p> <p>法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社であつて、上場会社等以外の会社（第一号に該当する会社のうち第五十六条第六項第十号に該当する会社にあつては、上場会社等を含む。）とする。</p> <p>一 第五十六条第六項第一号から第十号までに掲げる会社（同項第九号に掲げる会社にあつては、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険会社の子会社が当該会社の議決権を取得する場合に限る。）</p> <p>二 「同上」</p> <p>6 法第二百七十一条の二十二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める要件は、保険持株会社又はその子会社が前項に規定する会社（第五十六条第六項第十号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「7～15 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。